

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方税法の一部を改正する法律(昭和25年法律第3号)等が平成25年3月30日に公布され、改正すべき滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定のうち平成25年4月1日に施行する規定等について、専決により改正を行いました。

2 主な改正内容

(1) 不動産取得税

- ① 農用地利用集積計画に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合に課税の対象となる額から3分の1の額を控除する特例措置について、適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。(付則第8条関係)

【農用地利用集積計画】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地の利用権設定を促進する事業実施のため、農地の売買や貸借について、市町が作成する計画。

当該事業に基づく利用権の設定については、農業委員会が仲介するため安心であることや、農地法の許可が不要であることなどがメリット。

- ② 新築住宅に係る軽減措置について、サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合に一戸当たりの面積要件の下限を30㎡以上に緩和する特例措置(通常40㎡以上)の適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。(付則第8条、第9条関係)

《軽減内容》

住宅： 評価額から1戸あたり最大で1200万円を控除

敷地： 1戸あたりの床面積の2倍(200㎡を上限)の面積分の税額を減額

【サービス付き高齢者向け住宅(貸家)】

- ・ 知事への登録制度
- ・ 便所、洗面設備等の設置、バリアフリー
- ・ 少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供
- ・ 高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルールおよび保全措置が講じられていること。

(2) 自動車取得税

衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減措置の対象に5トンを超えるバスを追加しました。(現行：8トンを超えるトラック等)(付則第10条の2の4関係)

《軽減内容》

課税の対象となる額から350万円を控除

《適用期限》

8t超22t以下のトラック、5t超12t以下のバス：平成27年3月31日までの取得

22t超のトラック等、12t超のバス：平成26年10月31日までの取得

(3) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。(付則第11条関係)

【対象鳥獣捕獲員】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定により、市町長が対象鳥獣の捕獲等の被害防止施策を実施するために指定する職員。

3 その他の改正内容

(1) 不動産特定共同事業法の改正に伴い、同法に規定する特例事業者が同法に規定する不動産特定共同事業契約に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する軽減措置を平成27年3月31日まで講じることとしました。(付則第8条関係)

(2) 平成25年3月31日に適用期限が到来する下記の不動産取得税の特例措置について、平成27年3月31日まで延長しました。(付則第8条、9条関係)

- ア 一定の特定目的会社が、資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る軽減措置
- イ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る軽減措置
- ウ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る軽減措置
- エ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る軽減措置
- オ 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る軽減措置
- カ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る軽減措置

(3) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る軽減措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期間を平成27年3月31日まで延長しました。(付則第8条関係)

(4) 次に掲げる不動産取得税の特例措置を廃止しました。

- ア 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る軽減措置 (付則第8条関係)
- イ 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業又は農用地総合整備事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係るみなし課税措置 (第39条第10項関係)

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行しています。ただし、3(1)の改正については、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
(不動産取得税の納税義務者等)	(不動産取得税の納税義務者等)
第39条 (略)	第39条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)または土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項または第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業または旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令に定めるところによつて仮換地または一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、または収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。	10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業ならびに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)または土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地について法令に定めるところによつて仮換地または一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、または収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。
11 (略)	11 (略)
付 則	付 則
(不動産取得税の課税標準の特例)	(不動産取得税の課税標準の特例)
第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域	第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域

内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の宅地または建物をいう。以下この項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地または建物をいう。以下この項および次項において同じ。）で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項

内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項

に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 (略)

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7～9 (略)

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までにに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けもしくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第10条第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が

に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 (略)

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7～9 (略)

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受け

平成25年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

12 土地改良法第53条の3の2第2項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4第1項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第53条の3第2項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第53条の3の2第1項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。

13 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

た額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成27年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

13 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、当該不動

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の19に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2・3 (略)

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までにに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第

産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 建替え(建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。)その他総務省令で定める行為により家屋(都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。)の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

(2) 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

(3) 第1号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

(4) 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

(5) 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の17に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2・3 (略)

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成27年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第

39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の4 （略）

2～6 （略）

7 次に掲げるトラック（施行規則附則第4条の6第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるものおよび第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

（1） 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の4 （略）

2～6 （略）

7 次に掲げる自動車（施行規則附則第4条の6第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるものおよび第3号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

（1） 車両総重量が5トンを超える乗用車（施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号および第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

（2） 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

に適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

8 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第10項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) (略)

(3) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

8 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第12項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) (略)